# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年10月３日 |
| 【会社名】 | 株式会社三東工業社 |
| 【英訳名】 | SANTO CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　奥田　克実 |
| 【本店の所在の場所】 | 滋賀県甲賀市信楽町江田610番地<br>（注）上記の場所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 滋賀県栗東市上鈎480番地 |
| 【電話番号】 | ０７７（５５３）１１１１ |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長　矢森　貞行 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

平成28年９月27日開催の当社第62回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年９月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金４円

総額　27,423,120円

第２号議案　定款一部変更の件

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第28条第２項の変更を行うものであります。

③ 会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第６章「会計監査人」を新設、同章の中に第35条（選任および任期）、第36条（報酬等）を新設するものであります。また、現行定款において規定する監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。

④ 上記変更に伴う、章数、条数および号数の変更等ならびに諸規定の整備、条文の修正、追加等その他所要の変更を行うものであります。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）　６名選任の件

奥田　克実、中村　幸治、矢森　貞行、
山本　喜彦、田中　久雄、細川　礼昭を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

奥村　敏朗、山本　泰造、津田　穂積を監査等委員である取締役に選任する。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額120百万円以内と定める。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案 | 4,176 | 24 | 0 | （注）１ | 可決（99.33%） |
| 第２号議案 | 4,173 | 27 | 0 | （注）２ | 可決（99.26%） |
| 第３号議案 | | | | | |
| 奥田　克実 | 4,172 | 28 | 0 | | 可決（99.24%） |
| 中村　幸治 | 4,172 | 28 | 0 | | 可決（99.24%） |
| 矢森　貞行 | 4,172 | 28 | 0 | （注）３ | 可決（99.24%） |
| 山本　喜彦 | 4,172 | 28 | 0 | | 可決（99.24%） |
| 田中　久雄 | 4,172 | 28 | 0 | | 可決（99.24%） |
| 細川　礼昭 | 4,172 | 28 | 0 | | 可決（99.24%） |
| 第４号議案 | | | | | |
| 奥村　敏朗 | 4,160 | 40 | 0 | | 可決（98.95%） |
| 山本　泰造 | 4,158 | 42 | 0 | （注）３ | 可決（98.90%） |
| 津田　穂積 | 4,160 | 40 | 0 | | 可決（98.95%） |
| 第５号議案 | 4,160 | 40 | 0 | （注）３ | 可決（98.95%） |
| 第６号議案 | 4,159 | 41 | 0 | （注）３ | 可決（98.93%） |

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

賛成の割合について
事前に行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計に対する、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までに事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以　上